

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(第2回)

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	4	53	1		①			基準金利	「基準金利」について「財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする」とあります。「第1回目の質問への回答」を拝見しましたが、PFI事業において使用される基準金利は東京スワップレート(TONA参照)や東京スワップレートフォールバックが一般的かと存じます。再度、本指標でのご検討をいただけないでしょうか。	原案どおりとします。
2	4	53	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.17において、維持管理業務及び運営業務のサービス対価は、第一回は維持管理業務及び運営業務の開始時期が異なるため金額が異なることご回答いただいておりますが、維持管理及び運営業務は4月から開始されるため、他の支払回と同様3か月間の業務費となると存じます。どのような変動をご想定されておりますでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約約款(案)別紙を修正し、事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(第1回)No.17を撤回します。
3	5	6	1					サービス対価の改定方法	建設及び工事監理業務のサービス対価の改定方法について、第1回質問回答では、改定は着工時の1回のみであり、再スライドは認められないとのことでしたが、貴市及び埼玉県の建設工事標準請負契約約款においては、いずれも12か月後の再スライドに関する規定があることから、再スライドについてご再考いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
4	5	67						サービス対価の改定方法	【建設及び工事監理業務サービス対価の改定方法】第1回質問回答で、改定は1回のみで、再スライドは認められないとのことでした。貴市及び埼玉県の建設工事標準請負契約約款では、再スライドに関する規定がございます。サービス対価の改定方法に柔軟にご対応ご検討をお願いいたします。直近の経済環境は内閣府より令和2年7月7日「府政経シ354号」が示されたばかりでありますご検討ください。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
5	5	67						サービス対価の改定方法	提案書提出時と各業務着工時期の指標を比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う、とありますが、例えば建設工事の各業務の着工時期にそれぞれ物価変動に応じた改定の計算を行う、との理解でよろしいでしょうか。建設工事期間中の物価変動による影響は無視できないため、工事期間中の改定についてご検討ください。	前段: 事業契約書を修正します。 後段: 事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
6	5	67	1					余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価	インフレスライドについて着工時の他に工事期間中にも適宜実行して頂きたい。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
7	5	67	1					サービス対価の改定方法	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定方法について、第1回質問回答では、改定は着工時1回のみと記載がありますが、建設工事期間中の物価変動リスクを考え、工事期間中の改訂についてご検討をお願いいたします。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
8	5	68						サービス対価の改定方法	【維持管理及び運営業務のサービス対価の改定】サービス価格指数の変動が前年度比3.0%以上の差が生じた場合において改定を行う、とありますが、他事業と比較して改定を判断する幅が広いと料料します。建設業務等と同様に1.5%として頂くことをご検討ください。維持管理及び運営業務は人件費ウエイトが大きくサービス質向上維持にご配慮ご検討ください。	原案どおりとします。
9	5	68						サービス対価の改定方法	維持管理及び運営業務のサービス対価の改定について、サービス価格指数の変動が前年度比3.0%以上の差が生じた場合において改定を行う、とありますが、他事業と比較して改定を判断する幅が広いと料料します。建設業務等と同様に1.5%として頂くことをご検討ください。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.8をご参照ください。

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
10	5	68	2					サービス対価の改定方法	維持管理及び運営業務のサービス対価の改定について、サービス価格指数の変動が前年度比3.0%以上の差が生じた場合において改定を行う、とありますが、設計及び建設・工事管理業務と同様に「1.5%以上の差が生じた場合」に変更することをご検討頂くことは可能でしょうか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.8をご参照ください。
11	5	68	2					サービス対価の改定方法	維持管理及び運営業務のサービス対価改定の考え方について、サービス価格指数の変動が前年度比3%以上の差が生じた場合に改訂する記載がありますが、1.5%以上の差が生じた場合に改訂いただきたく、ご検討をお願いいたします。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.8をご参照ください。